

改正

平成25年3月15日
平成25年12月24日
平成26年3月28日
平成27年11月27日
平成28年1月8日
平成29年2月28日
令和2年5月1日
令和3年3月8日

中津川市自治会集会施設整備補助金交付取扱要綱
中津川市広報会集会施設整備補助金交付取扱要綱（平成10年3月9日決裁）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、中津川市補助金交付規則（昭和36年中津川市規則第4号。以下「規則」という。）に基づき、地域の自治会集会施設（以下「集会施設」という。）を整備し、又は耐震補強する場合の補助金交付の取扱いについて必要事項を定めることにより、集会施設の整備を促進し、又は耐震化を図ることで地域福祉の向上及び防災に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）バリアフリー設備 高齢者、障害者等の利便を図るため、岐阜県福祉のまちづくり条例（平成10年岐阜県条例第8号）に定める整備基準により、出入口、廊下、階段、便所その他必要と認める部分の構造を整備した設備をいう。
- （2）防災備蓄倉庫 地域住民の防災物品を備蓄するための倉庫で、独立した建物又は独立した部屋をいう。ただし、基礎工事を伴わない簡易な倉庫は、除く。
- （3）環境関連設備 下水道へ接続し、若しくは合併浄化槽を設置し、又は太陽光発電システム、風力発電システム等の自然エネルギーを利用した設備をいう。
- （4）耐震補強工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事のうち、木造の集会施設にあっては、岐阜県木造住宅耐震相談士により、非木造の集会施設にあっては、一級建築士により設計及び工事監理されるものをいう。

（補助の対象）

第3条 補助の対象は、次の各号に定める工事とし、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の法令に適合するものでなければならない。

- （1）集会施設整備工事
- （2）集会施設耐震補強工事

2 集会施設整備工事とは、次の各号に掲げる要件を満たすものとし、補助の対象経費は、集会施設の新築若しくは改修又は購入（以下「新築等」という。）の経費（土地の取得費、造成費を除く。）が200万円以上で、主体工事費及び附帯工事費又は購入経費から特定財源（寄付金、公共補償金等）を差し引いたもの（以下「工事費等」という。）とする。ただし、

国、県等他の補助金等の対象となる経費については、補助の対象経費から除くものとする。

- (1) 地域の代表者又は管理組合等が実施する新築等の整備工事であること。
- (2) 延べ床面積が50平方メートル以上の建物であること。
- (3) 原則としてバリアフリー設備、防災備蓄倉庫、環境関連設備を伴う施設であること。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する経費は、補助対象としないものとする。

- (1) 敷地造成工事（舗装工事を含む。）
- (2) 集会施設本体に付随しない倉庫（防災備蓄倉庫を除く。）、物置、ブロック積み、フェンス、塀、門、植栽等の附帯工事
- (3) 備品類（机、椅子、座布団、カーテン、テレビ、音響設備等）の購入
- (4) 設計管理費（測量費、設計費等）及び一般事務費（各種申請手数料等）
- (5) 合併処理浄化槽の設置に係る工事（集会施設からの接続に係る工事を除く。）
- (6) その他市長が不相当と認めたもの

4 集会施設耐震補強工事とは、次の各号に掲げる要件を満たすものとし、補助の対象経費は、集会施設の耐震補強工事の経費とする。

- (1) 地域の代表者又は管理組合等が実施する耐震補強工事であること。
- (2) この要綱により耐震補強工事補助を受けたことのないものであること。
- (3) 国・県からの耐震補強工事の補助金、交付金等を受けたものでないものであること。
- (4) 木造の集会施設にあっては、耐震診断の結果、財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）」による建物評点が1.0未満とされた建築物における耐震補強工事であること。
- (5) 非木造の集会施設にあっては、耐震診断の結果、財団法人日本建築防災協会発行「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」又は「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」による各階の耐震性能を示す指標が0.6未満とされた建築物における耐震補強工事であること。
- (6) 木造の集会施設にあっては、財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）」による建物評点が1.0以上とされ、かつ、耐震診断の結果より0.3以上上がる耐震補強工事であること。
- (7) 非木造の集会施設にあっては、耐震診断の結果、財団法人日本建築防災協会発行「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」又は「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」による各階の耐震性能を示す指標が0.6以上とする耐震補強工事であること。

5 市長は、この要綱に基づく補助金の交付を受けた新築等の集会施設に対しては、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から24年を経過しなければ、再び補助金を交付することができない。ただし、前項の集会施設耐震補強工事については、その限りではない。
(補助金の額等)

第4条 集会施設整備工事に係る補助金の額は、工事費等の100分の25以内で市長が定める額とし、4,000,000円を限度額とする。ただし、集会施設を統合する場合は、6,000,000円を限度額とする。

2 集会施設耐震補強工事に係る補助金の額は、事業に要する費用の100分の70以内で市長が定める額とし、1,200,000円を限度額とする。

3 前2項の場合において、算出割合を乗じて得た額に10,000円未満の端数があるときは、そ

の端数を切り捨てるものとする。

(補助金の要望)

第5条 補助金の交付を受けようとする集会施設（以下「対象施設」という。）の新築等又は耐震補強工事を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、着工予定日の属する年度の前年度9月末までに市へ補助金要望するものとする。

(補助金の要望の調整)

第6条 市長は、前条に定める補助金要望が予算の範囲を超える場合は、補助要望額を調整することができる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付申請は、補助事業者が、規則第3条の規定に基づき、中津川市自治会集会施設整備補助金交付申請書（第1号様式）、事業収支予算書及び事業計画書（第2号様式）その他必要と認める書類の提出をもって行うものとする。

2 前項のその他必要と認める書類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 建築物の敷地関係調書
- (2) 建築関係図面（付近見取図、配置図、各階平面図、し尿浄化槽設置許可の写し、道路等の占用許可の写し）
- (3) 工事費の見積書及び工事費の明細書（購入の場合は、売買契約書の写し）
- (4) 建築確認済証の写し（都市計画区域外にあっては建築工事届の写し）
- (5) 耐震診断結果報告書の写し

(交付決定通知)

第8条 市長は、前条の交付申請について補助金の交付を決定したときは、規則第4条の規定に基づき、補助指令書により、補助事業者に通知するものとする。

(内容変更等の届出及び承認)

第9条 前条の通知を受けた補助事業者は、対象施設の工事の内容を変更し、又は中止しようとするときは、規則第5条の規定に基づき、中津川市自治会集会施設整備補助金交付申請事項変更（中止）申請書（第3号様式）、事業収支変更予算書及び事業変更計画書（第4号様式）に、第7条第2項に掲げる書類のうち変更する書類を添付して提出しなければならない。

(補助金請求添付書類)

第10条 補助事業者は、対象施設が完成したときは、規則第6条の規定に基づき、中津川市自治会集会施設整備補助金交付請求書（第5号様式）、事業実績報告書及び事業収支決算書（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 完成写真
- (2) 契約書の写し
- (3) 請求書の写し
- (4) 領収書の写し又は金融機関の振込票の写し

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認める場合は、前項第4号の書類については、補助金交付後に提出することができるものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則第7条の規定に基づき、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

(書類の保存)

第12条 補助事業者は、対象施設に係る経費の収支等を明らかにした帳簿及びその証拠書類を保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から10年間保管しなければならない。

(特例)

第13条 市長は、行政の遂行上特に必要と認めた場合については、第3条及び第4条の規定にかかわらず補助金を交付することができるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

中津川市長 様

地区

団体名

代表者の氏名及び住所

氏名

㊞

住所

中津川市自治会集会施設整備補助金交付申請書

自治会集会施設整備事業に要する経費の補助金 円を交付願いたく、
中津川市自治会集会施設整備補助金交付取扱要綱第7条の規定により別紙関係書類を添えて申
請します。

- 1 事業収支予算書及び事業計画書
- 2 その他必要と認める書類

第2号様式（第7条関係）

事業収支予算書及び事業計画書

収 入

(単位：円)

科 目	予算額	備 考
計		

支 出

(単位：円)

科 目	予算額	備 考
計		

事業計画

現 況	
事 業 目 的	集会施設の整備
事 業 内 容	新築 m ² ・増改築 m ² ・購入 m ²
建 築（購 入）場 所	中津川市
工 事 の 着 手	年 月 日
完 了（予 定）	年 月 日

第3号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

中津川市長 様

地区

団体名

代表者の氏名及び住所

氏名

印

住所

中津川市自治会集会施設整備補助金交付申請事項変更（中止）申請書

年 月 日付け申請による自治会集会施設整備事業の変更（中止）をしたいので、中津川市自治会集会施設整備補助金交付取扱要綱第9条の規定により別紙関係書類を添えて申請します。

- 1 事業収支変更予算書及び事業変更計画書
- 2 その他必要と認める書類
- 3 事業中止理由書

第4号様式（第9条関係）

事業収支変更予算書及び事業変更計画書

収 入

(単位：円)

科 目	変更前		変更後	
	予算額	備 考	予算額	備 考
計				

支 出

(単位：円)

科 目	変更前		変更後	
	予算額	備 考	予算額	備 考
計				

事業変更計画

変 更 理 由					
変更による効果					
事 業 内 容	変更前	新築	㎡・増改築	㎡・購入	㎡
	変更後	新築	㎡・増改築	㎡・購入	㎡
建 築（購 入） 場 所	変更前	中津川市			
	変更後	中津川市			
工 事 の 着 手	変更前	年	月	日	
	変更後	年	月	日	
完 了（予 定）	変更前	年	月	日	
	変更後	年	月	日	

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

中津川市長 様

地区

団体名

代表者の氏名及び住所

氏名

㊞

住所

中津川市自治会集会施設整備補助金交付請求書

年 月 日 指令第 号による交付決定の中津川市自治会集会施設整備補助金 円を中津川市自治会集会施設整備補助金交付取扱要綱第10条の規定により交付されたく請求します。

下記の振込先へ払込下さい

振込先	銀行 金庫 農協 組合	店
預金種類	普通預金 当座預金	(該当○印)
口座番号		
よりがな 口座名義		
電話番号		

第6号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

中津川市長 様

地区

団体名

代表者の氏名及び住所

氏名

印

住所

事業実績報告書及び事業収支決算書

年 月 日 指令第 号をもって補助金の交付決定通知がありました自治会集会施設整備事業を実施したので、中津川市自治会集会施設整備補助金交付取扱要綱第10条の規定により実績を報告します。

1 事業の実績

着工 年 月 日

完了 年 月 日

2 事業の実績経費の算定基礎

事業収支決算書

事業収支決算書

収入

(単位：円)

科目	現計予算額	収入済額	備考
計			

支出

(単位：円)

科目	現計予算額	支出済額	備考
計			

添付書類

完成写真

契約書の写し

請求書の写し

領収書の写し又は金融機関の振込票の写し